

# 短期財政の健全化のため 適正受診にご協力を!

● 平成26年度 1件当たりの医療費が

**組合員で全国 ワースト5位、被扶養者は全国 ワースト4位**

本組合の1件当たりの医療費は、平成26年度において組合員が全国5位、被扶養者が全国4位で、昨年より増加され全国的に見ても上位となっています。

医療機関を次々と変更して受診する「はしご受診」は、その都度初診料が生じることとなり医療費の無駄が生じます。

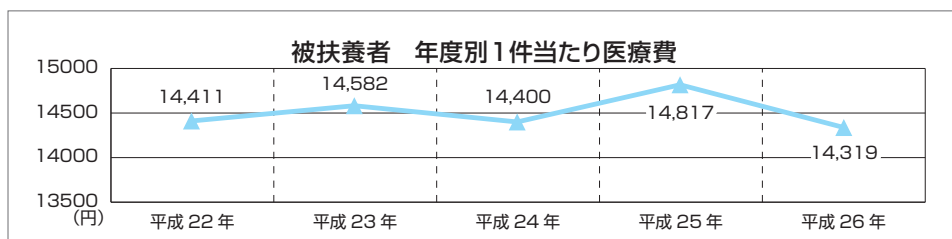
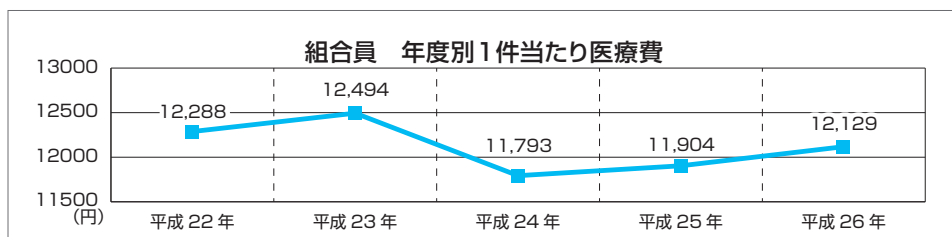
また夜間や休日に安易に救急指定医療機関で受診されると、緊急を要する重症患者への対応が遅れたり、本当に必要なときに受診できなくなるにもなりかねません。急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診するようにしましょう。

組合員や被扶養者の皆さんには健康管理に十分気をつけていただき、適正受診で医療費の節約に、ご協力をお願いいたします。

本組合では、**相談料・通話無料の電話健康相談**（☎0120-031-199）等を実施しておりますので、是非ともご利用ください。

1件当たり医療費

区分 順位	組合員	被扶養者
1	北海道 13,226円	石川県 15,117円
2	福井県 12,983円	北海道 14,879円
3	大分県 12,544円	沖縄県 14,850円
4	石川県 12,162円	<b>奈良県 14,319円</b>
5	<b>奈良県 12,129円</b>	徳島県 14,280円
6	福岡県 12,071円	高知県 14,032円
7	青森県 11,851円	福井県 14,019円
8	山口県 11,792円	秋田県 13,965円
47	鳥取県 9,957円	群馬県 11,636円
平均	11,053円	12,955円



本組合の医療費は、上記のとおり全国平均を上回り現在大変厳しい財政状況にあります。皆さんには以下のことをご理解いただき適切な受診にご協力をお願いいたします。

## 1. かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医は、日頃から組合員や家族の皆さんとお付き合いすることで、これまでにかかった病気などの診療内容や検査記録が蓄積されているので、適切な判断のもと最適な治療が受けられます。

## 2. 夜間や休日診療を控えましょう

急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診するようにしましょう。  
普段からかかりつけ医をもっていれば、夜間や休日に急いで病院に行く必要があるかどうか、また、どんな場合には翌朝まで待てばよいのかなどの対処方も相談できます。

## 3. はしご受診はやめましょう

医療機関を変更すると、その都度初診料がかかります。また、同じような検査が繰り返されたり、同じような処置や薬を処方されることとなるため、医療費の無駄が生じるばかりか、体にも負担となります。

